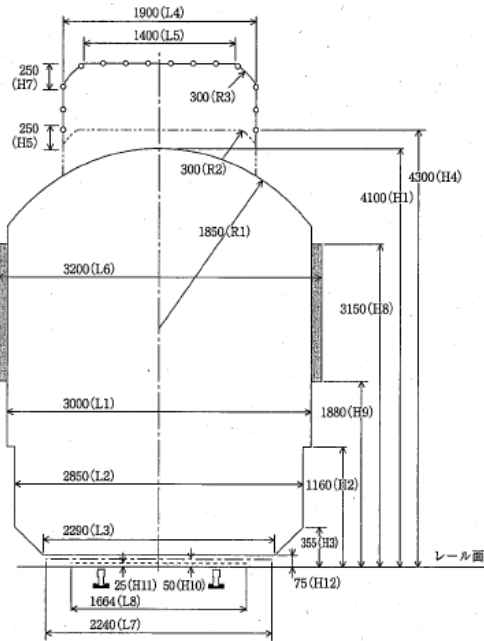


# 車両限界

第64条 車両は、車両限界を超えてはならない。ただし、構造上の理由により車両限界を超えなければ使用することができない装置及び排障器、クレーンその他これに類するものは、車両の安全な走行を確保することができる範囲において、車両限界を超えることができる。

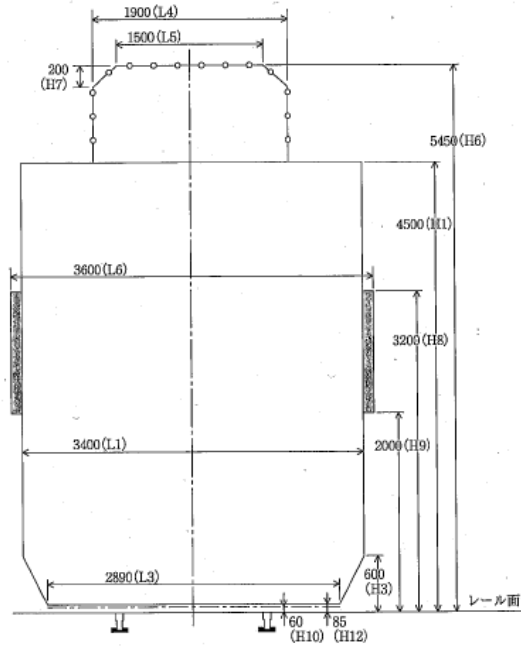
第3図 車両限界（普通鉄道（新幹線を除く。））（第64条関係）



限界項目		
———	基礎限界	H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1
- - - - -	折畳んだ場合の集電装置に対する限界	H4 H5 L4 L5 R2
○ ○ ○ ○ ○	集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界	H7 L4 L5 R3
▬▬▬▬▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6
- · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L7
⋯⋯⋯	砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界	H11 L8

※寸法の単位はミリメートルとする

第4図 車両限界（新幹線）（第64条関係）



限界項目		
———	基礎限界	H1 H3 H12 L1 L3
○ ○ ○ ○ ○	集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界	H6 H7 L4 L5
▬▬▬▬▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6
- · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L3

砂まき管については、車輪のリム（タイヤのある車輪にあっては、タイヤ）の幅以内のものが車両の特性に応じてレール面上の40mmまでにある場合は車両限界を超えることができる。

※寸法の単位はミリメートルとする